

第五投票所・市立すみれ保育園であります。

去る四月二十六日施行の福生市議会議員選挙における投票所数は全部で十カ所であります。当日の有権者数は三万七千五十六人となっております。また、昭和五十一年に実施された福生市長選、これは現在の市長さんの一期目の選挙でございます。当日の有権者数は三万二千七百七十二人、投票所数はやはり十カ所であります。この統計は、昨年度の福生市市勢統計には、毎年九月一日に発表します選挙人名簿登録者数というだけが私の手元になかったのでございますが、選挙管理委員会に行きましてお尋ねした数字ですの間違いはないはずでございます。やはり投票所数は十カ所でありました。すなわち昭和五十一年の市長選挙から、ことしの市議会議員選挙に至る間に有権者数は四千二百八十四人の増加となったのであります。しかし、投票所は同じ十カ所になっております。

この十カ所の投票所に対して平均的に四千二百八十四人の有権者が増加したわけではなく、最も増加した第五投票所・市立すみれ保育園については、対五十五年度比八百十五人増、四月二十六日の当日有権者数は実に五千六百六十七人でありました。また、他の投票所のうち最も小規模の第十投票所の福東会館については、当日の市議会選挙の有権者は千九百三十三人となっております。参考までに、ことしの市議会議員選挙における投票率は、全投票所平均六四・八六%、第十投票所・福東会館は六四・一〇%、第五投票所・すみれ保育園は五九・六八%であります。

これらの数値を見るときに、投票所を十カ所と定めてから今日に至るまで数多くの各種選挙が実施されてまいりましたが、特に第五投票所・市立すみれ保育園管内の本町第七町会、本町第八の一町会、本町第八の二町会の一部及び武蔵野台第一町会にまたがる広大な地域内に都営住宅を初め大型マンション、分譲住宅等の増加による有権者数が増加したものと想われます。また、この第五投票所管内に、現在建設中の大型マンションは来年中に完成予定と承っておりますが、その規模は実に百四世帯収容であり、単純計算でも一世帯当たり二名、合計二百八人の市到有権者が誕生する見込みであります。また、同じ第五投票所管内に次々に民間デベロッパーによる開発が続いております。これらのことから、数年を経ずして第五投票所・市立すみれ保育園の登録有権者数は実に六千人を突破するであろうと予想されます。

市民の各種選挙に対する関心度を表現するものとしてよく投票率を用いますが、第五投票所・すみれ保育園の投票率については、いつのいかなる選挙においても全投票所中の最低であると言われておりますが、この管内の有権者の方々の意見として、選挙に対して関心度が低いというのではなく、立地条件を指摘しておるのが大多数でございます。この四つの

町会にまたがる地域の有権者は、戦後、よそから転入された方々が大部分であります。特に、ここ数年間に転入された方、国道一六号沿い目白第二病院付近、分譲住宅開発の多いわらつけ街道周辺を包括する本町第七町会地区、近年とみにマンション建設の活発な武蔵野台第一町会地区の特に歩行に難儀するお年寄りたちを含めて、他の投票所に比較して場所がわかりにくい、距離的に遠くて不便である、駐車場の設備がないの三点を特に指摘しております。

以上の観点から、市民有権者のニーズに対応すべく、政治をさらに市民に近づけるサービス努力をすることは行政の責務であるという認識によって、第五投票所を分割して、新たにこの管内に投票所を設置する意向があるかをお尋ねいたします。

次に、市民体育館についてお尋ねいたします。

現在、福生市には北田園地区にスポーツセンターの性格を備えた市民体育館があり、また本年十月開館予定の仮称熊川地域体育館と七つの小学校、三つの中学校、合計十カ所の学校体育館があります。また、福生市体育協会加盟団体は十四団体が登録されており、それぞれの団体に所属する会員及び非加入のスポーツ愛好者は、青少年育成、健全な余暇利用、高齢者社会の到来を踏まえて、今後、多様目にわたり非常に幅広く増加するものと思われれます。このことは市民憲章に表明されている健康で幸せな市民生活を守り、充実した豊かな日々を送るという精神にのっとり、まことに喜ばしい限りであります。

しかしながら、室内体育館の利用状況について言及しますと、昨年度の福生市市勢統計によれば、昭和六十年度における利用者は一カ年通算して、市民体育館の利用者十万七千九百六十八人、学校体育館十校合わせて五万九千九百五十九人、合計十五万九千九百二十七人となっております。実に福生市民が幼児からお年寄りに至るまで一年間に一人三回以上利用したことになります。実際には約三千九百人の体育協会会員及びスポーツ愛好者並びに体育関係者がこれらの施設を利用したと思われれます。しかしながら、その利用状況は常に満室状態で、利用を断念する者が多数あるやに聞いております。幸いにして、仮称熊川地域体育館が開館された場合は幾分緩和されると思いますが、スポーツ愛好者の増加等を勘案するに施設の不足は今後ともさらに続くものと思われれます。

そこで、まずお尋ねの第一として、福生市向こう三カ年の実施計画に基づく社会体育施策の具体策として、既存の体育施設の機能の充実と、新設された機関の活用をうたっております。この既存の体育施設のうち、屋内体育施設とは市民体

育館のことであり、新設された機関とは仮称熊川地域体育館のことと思いますが、市民体育館については、昭和四十六年着工、昭和四十八年完成のために老朽化しつつあり、あわせて最近の施設内容がとみに高度化、多様化され、これに対応すべく市民体育館及び関連委員会室、庶務室及び他の事務室等を含めた増築、改築の御意向がありますかどうかをお尋ねいたします。

第二としまして、去る昭和六十年十二月の定例議会において、複数の先輩議員の地域体育館を熊川、福生地区に建設してほしいという一般質問に対しまして、当局から、当面、熊川地区に建設中の準備中であり、このことは仮称熊川体育館のことでございます。将来、福生地区にも建設してまいりたいとの御答弁がありました。これは議事録によって確認したものでございます。

さきに述べた向こう三ヵ年実施計画には、昭和六十四年度に至る間、福生地区に地域体育館を建設するプランは入っておりません。この福生地区に地域体育館を建設したいと、当時の願望は今でもお持ちであるかどうかをお尋ねします。さらに、このことについて将来計画についてもお尋ねいたします。

以上をもちまして、私の壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 須釜議員さんの一般質問の御答弁につきまして、各行政委員会に関する事項でございます。

まず、第一点の選挙の投票所の分割増設につきましては、有権者の利便を考えた貴重な御意見でございます。本件につきましては、参政権の行使に関する事項ですので選挙管理委員会から、それから、第二点目の市民体育館につきましては教育委員会からそれぞれ答弁をさせていただきますので、よろしくお聞き取りいただきたいと思うわけです。

○選挙管理委員会事務局長(篠崎 寛君) 自席からお許しをいただきまして、選挙の投票所について御答弁を申し上げます。

御質問の第五投票所・すみれ保育園の分割増設についてでございますが、市内十ヵ所の投票区のうち、この第五投票区の有権者数は他の投票区と比較し一番多く、去る四月二十六日に統一地方選挙として執行されました市議会議員選挙時の当日有権者数は五千六百人を超えている状況にあります。また、今後におきましても有権者の増加が予想されますことは御指摘のとおりであります。

近年における投票率は、全般的に各選挙とも低下の傾向にありますことは御案内のとおりでございますが、選挙は市民の政治参加の機会であります。選挙の投票率にかかると選挙の公正、投票所が近い場所において投票に行けるということは投票率の向上につながる要因の一つであると思われれます。投票区の区域を分割して投票所を設けることや、投票区の変更などについては選挙管理委員会の所管する事項でも重要な事柄の一つでありますので、今後、調査、研究をし、都の選挙管理委員会を初め、内部での協議を図りながら十分検討していきたいと思っておりますので、よろしく御願いを申し上げます。

御答弁とさせていただきます。

○教育次長(古谷正夫君) 自席からお許しをいただきまして体育関係についての二点について御答弁させていただきます。

最初に、既設の市民体育館の将来計画についてでございます。

体育館は文字どおり体育・スポーツの活動の場でございます。多くの市民に親しんでいただきながら御利用いただくことが行政の果たす大切な役割ではないかと考えておる次第でございます。最近では協議するスポーツに加えて、みずから健康を保持するための体力づくり、また家族の皆さんで楽しむというファミリースポーツ等が市民の関心事でございます。そういうことでスポーツ人口も年ごとに増大しております。

御質問の市民体育館につきましては、昭和四十八年に建設されたものでございます。当時は近隣の市町にはない誇れる施設の一つでありましたけれども、現在では多様化するスポーツに対応しきれず、御利用いただく皆様方につきましては御不便をおかけしている点もあるかと思えます。

ところで、体育施設の整備でございますけれども、必要不可欠なものと考えておりますけれども、将来的には改築しなければならぬものと思っております。抜本的な建設の考え方につきましては、市民のニーズに十分に対応できる機能を持った総合体育館の建設とも考えあわせて、今後、十分検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくどうぞ御理解のほどお願い申し上げます。

二点目の地域体育館の将来計画でございますけれども、現在の社会的背景や市民の体育・スポーツ活動に対する欲求を考慮しますと、身近な所で、しかも気軽に利用できる施設を整備することが非常に望ましいことであるということは考えております。現在、熊川地域に体育館を建設中でありまして、福生地区にもできるだけ早い時期に建設できますよう検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○五番（須釜亮次君） 自席から質問させていただきます。

ただいま選管の方からの選挙投票所に対しましての御答弁でございましたが、調べるところによりますと公職選挙法第三十九条によりますと、投票所は、市役所又は市の選挙管理委員会の指定する場所、というだけ限定しております。ただ投票するに便宜な、秘密を保ちながらとか、いろいろ制約はあろうかと思いますが、このことにつきましていろいろ調べてまいりますと、自治法の八十何条ですか、いろいろそういった問題で、百八十何条とかで東京都の選挙管理委員会監督下にあるということでございますが、その決定権は福生市の選挙管理委員会の決定だそうでございますので、あわせてここを強く、しかも来年は市長選もございますので、そういった意味で、市の選挙だけでなしに、これから来るであろう国政の選挙、都の選挙、いろいろございますが、とにかく有権者の便宜性ということを第一義にしたいと思いますが、なるべく早い時期に検討していただきたいと思います。この問題について、現在ある十の投票所は福生市の公有財産ということで、学校、市役所あるいは福東会館、すみれ保育園というのを使っておりますが、今までに福生以外の財産で、例えば国が都か、あるいは民間の準公共団体の施設を使って投票所として使用したことがあるかどうかを、まずお尋ねいたします。

それから、体育館の件でございますけれども、ただいま次長の方からの御説明で、市民体育館の将来計画というものは、近い将来にも、やはり改修の時期に入っているというふうな受けとめる御答弁だと察していただきます。

なお、地域体育館の将来計画については、早い時期にということ御答弁でございましたが、これは六十一年の十二月定例会における教育委員会の発言で、福生地区にも熊川地区と同じようにつくるという意思決定と受けとめてよろしいかどうか、改めて確認します。

○選挙管理委員会事務局長（篠崎 寛君） 自席から御答弁を申し上げます。

公職選挙法によります投票所の規定につきましては、須釜議員さんの全くおっしゃったとおりでございます。それにつきましても、やはり東京都の選挙管理委員会が二年前でございまして、六十年に七月七日——七夕選挙と言われておりましたが、そのときの選挙のときに、投票所の数の調べをしたのがございまして、それを見ますと、東京都全体の投票所は千六百七十五カ所ということでございました。

その中に、地方公共団体の管理する施設というのが千五百五十四カ所ということで全体の九三％にも相当するものが、

やはり地方公共団体の管理する施設だと、その中には区市町村の役場、これが四十六カ所、それから、圧倒的に多いのが学校でございまして、主に小中学校でございまして、千三百五十二カ所、それから市民会館、公民館、公会堂といったような類のものが八十九カ所、それ以外の保育園でありますとか、そういう格好のものが百七カ所といったような内容でございまして、いわゆる地方公共団体以外の管理する施設というのもございまして、それが百二十一カ所あるというふうな結果が出ております。実態といたしましては、圧倒的に公共施設が最も多くなっております。

それで、これにつきまして選挙に際して、いつでも使用が可能だということもあろうかと思いますが、具体的に申し上げますと土曜日の午後から日曜日が丸一日使えるというふうなこともあります。それから、建物自体が投票所として使用するのに適しているといったようなものはなからうかというふうな判断できるものでございます。

福生の場合でございますが、お尋ねの、過去においてそういう市以外の公共施設等を使用した経緯があるかということでございますけれども、これにつきましては、現在、熊川の方でございまして、都立多摩工業高等学校、これを一時使用させていただきました投票所として使わせていただいた経緯もございまして、その後は、市の施設でございまして、わかたけ会館、これができましたことによりまして、そちらの方へ投票所等をお移しておる次第でございます。一応、そういうことで福生市以外の管理する建物で選挙した経緯もあることは事実であります。

御答弁いたします。

○教育次長（古谷正夫君） 福生地区につくるか、つくらないかという意思確認でございますが、この問題は現在、既設の体育館がございまして、先ほど説明したとおり、昭和四十八年に建設いたしました十五年度経過しておるわけでございますけれども、その改築を徐々ではありますけれどもしている最中でございます。全体的に改築というのはいつというふうなことも申し上げられませんが、新しい体育館につきましても、この既設の体育館と福生地区全体を総合的に考えまして、今後検討していきたいというふうなことを考えておりますので、ひとつよろしくどうぞお願い申し上げます。

○五番（須釜亮次君） ただいまの選挙並びに体育館の御答弁で大体わかったわけでございますが、改めて選挙の件につきまして、まず福生のこの第五投票所・市立すみれ保育園の四つの町会にまたがる地域に、最近、松林会館、これは市の公有財産でございまして、また立派な施設の都立保健所がございまして、また本七町会の会館も市から多分に御寄附をいただいておりますが、こういう三つの、言うなれば準公有財産あるいは公有財産と言ふべき三つの施設を含

めて具体的に名前を申し上げるわけですが、都立保健所、松林会館、その他公民館等を含めまして、ひとつ、これは提案の方になると思いますが、ひとつ前向きにこれらの施設を使った新しい第五投票所の分区をひとつ前向きに検討をお願いいたします。

また、地域体育館の件あるいは市民体育館の将来計画像でございますが、やはり熊川にできたというときの、できる準備の——六十一年の十二月の定例会の福生地区にもつくりたい、しかも今の答弁では、早い時期につくりたいという御発言がございましたので、ここで、市の公有財産としての土地の取得について、今議会に総合福祉センター早期建設の陳情が出されておりますが、体育館についても市民の要望は同じであると思います。厳しい財政の中で、土地価格の高騰する現況で困難なこととは思いますが、次世代を担う青少年の育成の場として、また、ますます増加するスポーツ愛好者のニーズに対応するためにも、学校教育、社会体育の振興、加えて福生市社会資本の充実の観点から長期展望に立って、体育施設の用地取得に積極的に取り組むべきであると思いますが、いかがでしょうか。

以上、お尋ねします。

○選挙管理委員会事務局長（篠崎 寛君） お答えをいたします。

ただいまの須釜議員さんから、第五投票区内におきますところの公共の施設、また、あそこに準ずるような施設ということで三カ所ほどの御提案をいただいたわけですが、一応こういう施設を中心に考えまして、これから検討させていただきますと思いますので、ひとつよろしくどうぞお願い申し上げます。

○教育次長（古谷正夫君） 体育施設の用地の問題でございますけれども、用地につきましては非常に難しい問題もございます。用地確保に当たりましては、ということ、担当でございますが管財課または土地所有者に御理解いただかなければならないわけでございますけれども、関係機関と十分協議いたしまして努力してまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○五番（須釜亮次君） それでは、要望をひとつさせていただきます。

先ほどの私の質問に対します前向きな御答弁を選挙管理委員会並びに教育委員会の方からいただいたわけですが、あくまでもこれが市民のニーズという観点からの質疑でございますので、十分その点をおくみ取りあわせの上、前向きに対処していただきたいと思いますし、また、地域体育館の件の用地取得についてでございますが、既存の市民体育

館がすでに老朽化、あるいはレベルダウンをしたということもあわせて、現在の既存の市民体育館よりスケールアップした二十一世紀に十分対処できる総合スポーツセンター的な基盤を希望をプランとして織り込んでいただきたいということをお要望申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村尾栄次君） 一時五十五分まで休憩いたします。

午後一時四十六分 休憩

午後一時五十六分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二番大森 進君。

（二番 大森 進君登壇）

○二番（大森 進君） それでは、一般質問を行っていききたいというふうに思います。

何分にも初めてですので不勉強な面が多々あると思いますが、よろしく願いいたします。

まず最初に、米軍横田基地についての質問を行っていききたいというふうに思います。

一番目に、小型原子炉配備計画についてであります。四月の七日の毎日新聞の朝刊によりますと、アメリカ空軍は有事の作戦遂行に必要な電力を確保するため、国内、海外の主要基地に航空機で運搬可能な小型原子炉を配備する計画を進めているとの報道がなされています。このことはフロラ空軍サービス局副局長の議会証言などから明らかになったものであります。これが実現すれば青森県三沢基地や東京横田基地などの在日アメリカ軍基地も配備の対象になると見られております。そして、この計画が八十八年会計年度、つまり、ことしの十月から予算を計上し、予備設計を推進していききたいというふうに発表されております。

電力確保の小型原子炉といえば原子力発電所と考えられますが、原子力発電所は一種の核兵器と同じ作用を持つものだというふうに思います。数年前、イスラエルがイラクの建設中の原子力発電所を攻撃して、その持つ意味と問題がはっきりしたことがありますが、この原子力発電所が基地に配備された場合、軍事基地という性格上からも攻撃される危険性

が極めて高くなっているというふうに思います。もし、その原子力発電所が破壊されたときの影響は、昨年四月末に事件が発生したソ連のチェルノブイリ原子力発電所四号炉事故の惨状を生み出すことになるでしょう。さらに原子力発電所の安全性の問題性が指摘されます。

航空機で運搬可能な小型原子炉となると、これまでの原子力発電所とは全く違った発想をとらざるを得ません。航空機で運搬可能という点、構造上、できるだけ軽量化を図らなければなりません。そうしますと、その分、ペールセーフ、つまり安全確保の二重三重の対策がおろそかになると考えるのが当然だというふうに思います。幾重にも及ぶ安全対策を練っていると言われている現在の原子力発電所ですらも放射能漏れが発生していますから、軽量化を図った小型の原子炉では、なおのこと危険この上ないのではないのでしょうか。

そして、核燃料及び核廃棄物の運搬の問題が指摘されます。空軍基地ですら当然航空機によって運搬されてくると考えられますが、危険この上ないことだというふうに思います。数年前、ソ連の原子力衛星がカナダに墜落して広範囲にわたって放射能汚染の影響を残しました。ですから、核燃料を搭載した航空機が墜落したら同じようなことが発生するといふふうに思います。特に使用済み核燃料の中には数万年も間放射能を放出し続けるプルトニウムなどの毒性の強力な放射性物質が含まれています。このような小型の原子炉計画を絶対に受け入れることは、市民の命を守る立場から絶対に受け入れてはいけないというふうに私は考えます。

そこで、市長にお聞きいたします。一つは、市長は、この小型原子炉配備計画について既に関係省庁あるいはアメリカ軍当局から話を、あるいは連絡を受けているのか。

二つ目に、市長は、このような危険きわまりない小型原子炉配備計画について、平和と市民の健康で文化的な生活を守る立場からどのようにお考えになられているのかお尋ねしたいというふうに思います。

二番目に騒音問題についてですが、横田基地が存在する限り戦闘機や輸送機等によるジェットエンジンによる騒音問題は避けて通れない課題であります。横田基地を抱える福生市としてもこの騒音対策については万全な対策を講じる必要があるというふうに思います。

とりわけ二月から五月までの期間中に実施されている米韓合同軍事演習チームスピリットが行われている期間については騒音のピークに達しております。私たち福生市に住む市民は、戦闘機あるいは輸送機の墜落の危険にさらされ、騒音に

悩まされ続けております。こうした問題については、横田基地が撤去されるならば解決すると私は考えますが、現実には基地があるわけですから、こうした実態を踏まえ、市として福生市内あるいは地域の騒音値をお聞きしていきたいというふうに思います。

一番に、横田基地に飛来しているジェット機の騒音について、六十二年度一月から五月までの月別最大騒音値を明らかにしていただきたいというふうに思います。

二番目に、六十二年度一月から五月までの市内上空を巡回している戦闘機あるいは輸送機の月別最大騒音値を、市内地域別、例えば武蔵野台ですとか熊川、あるいは福東といった地域別で明らかにしていきたいというふうに思います。

三番目に、横田基地内で行われている夜間あるいは夜明け近くに行われているジェットエンジンテストによる福生市内地域別騒音値を明らかにしていきたいというふうに思います。

また、西多摩地域の自治体あるいは横田基地周辺の各自治体にジェットエンジンテストによる騒音値についてわかっているのであれば明らかにしていきたいというふうに思います。

次に、市長は市内上空を巡回している騒音と、夜間あるいは夜明けごろに行われているジェットエンジンテストの騒音について具体的な対策について現在行っているものがあれば御説明いただきたい、また、今後どのように対応すべきであるか考え方があれば御説明いただきたいというふうに思います。

次に、国家秘密法について行っていきたいというふうに思います。

正式名称を「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律案」というふうになっております。この長い名前がついた法律の目的でありますけれども、第一条に、外国に通報する目的を持って防衛秘密を探知し、もしくは収集し、または防衛秘密を外国に通報する行為等を処罰することにより、これらのスパイ行為等を防止し、もって我が国の安全を期することを目的とする、と書かれております。一見すると何だスパイを防止するための法律ならば制定してもよいのではないか、日本はスパイ天国だというし、というふうに考える市民も多岐にわたるかもしれません。

ところが、ここに書かれた目的は口実であって、その実態は市民を政府の都合で自由にスパイの疑惑をかけることのできる悪法であるということを見てとらなければなりません。それは、法律案の第一条に出てくる外国に通報する目的を持って防衛秘密を探知し、の防衛秘密の定義が非常にあいまいだということです。ですから、解釈によっては外交等を防

衛秘密に関することはすべて防衛秘密になるというふうに見ることが出来ます。その気になれば、きょう横田基地にF16戦闘機が飛来してきたと飛行機マニアの子供が家族に話しただけでスパイとして取り締まることも可能になるわけです。法案の第六条を読んでいますと、不当な方法で国家秘密を探知し、また収集した者は十年以下の懲役に処するという趣旨のことが書かれておりますけれども、不当な方法とは、政府や防衛庁が正式に発表したものの以外の情報は不当な方法と判断することが出来ます。

こうなると横田基地周辺に住む市民にとっては、日常的にこの法律と相向かうことになってしまいます。特に飛行機に興味のある市民にとっては、趣味を生かすこと、つまり航空機の写真を撮ることや航空無線を傍受する行為そのものが取り締まりの対象になってしまうのです。

このように、この法律案はその対象を市民全体をスパイ扱いすることによって、つまり基本的人権や表現の自由を侵すことによってなり立つという大変恐ろしい内容になっています。ですから、この法律案が政府案として憲法上問題があり提出することはできません。ですから、議員立法として国会に提出することしかできないものとなっていることを考えていく必要があると思います。

そこで市長にお尋ねいたしますが、基本的人権や表現の自由が奪われる国家秘密法についてどのような立場をとられているのか、考え方を聞かせ願いたいというふうに思います。

次に、労働行政について質問いたします。

一番目に、西多摩勤労者福祉協議会への補助金についてであります。私も西多摩勤労者福祉協議会に参加している立場から発言いたしますと、西多摩勤労者福祉協議会は西多摩地域の労働組合を初めとした団体、個人の勤労者が結集して組織されております。この福生からも市の職員組合を初め、多くの勤労者が参加しております。文化、厚生活動を通して交流を深め、西多摩全体の福祉の向上を目指しております。

具体的には福祉活動のための学習会、あるいは無料の相談の実施、三多摩各種スポーツ大会への参加、映画の上映会等々を初めとして多くの取り組みが行われております。

福生市として商工会議所等に対する行政指導、補助金等と比べて勤労者に対する対策は不十分ではないかというふうに感じております。福生市が今まで、西多摩勤労者福祉協議会に対して補助金を出してきた年から今日までの補助金全額を

明らかにして、年別で補助金全額を明らかにしていただきたいというふうに思います。

また、当初より現在は減らされているというふうにお聞きしておりますけれども、減らされた理由を明らかにしていただきたいというふうに思います。私としては、補助金額を勤労者の置かれている現状あるいは立場からして増額すべきであるというふうに考えますが、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

次に、二番目の失業者対策についてであります。

現在、失業問題は大きな社会問題となっておりまして、円高不況を反映して企業倒産がふえ、不況業種を初めとして大合理化が吹き荒れております。年々失業者が増加しており、総務庁の発表によりますと、四月の完全失業率は三・〇％で過去最低の記録となっております。諸外国と日本では算出方法が違っておりますから、パート労働者等を含めて考えれば潜在失業率は七から八％とも言われております。

市としても、今後、失業者対策については現実的対応を迫られてくるというふうに考えますけれども、現在五月時点における福生市内在住の失業者数はどのくらいいるのか把握しているのであれば教えてください。

次に、市として失業者対策を行っているのであれば、その内容を具体的に説明していただきたいというふうに思います。それと、今後、市長として失業者対策に向けた考え、あるいは政策があるのであれば教えてください。

次に、交通安全について行っていきたいというふうに思います。

横断歩道等の整備についてお尋ねいたします。交通安全問題については市民の安全、生命を守っていくために市の行政として重要課題であります。年々交通量が増加し、小型バイクを多く利用する市民もふえてきております。こうした状況を踏まえ、交通安全対策として不備な面も多くあるのではないかとこのように思います。

まず、ことし一月から五月までの市内における交通事故件数を教えてください。

次に、具体的に不備と思われる所として加美平団地であります。柳通りと加美平団地中央の交差点の中間にある交差点であります。道路幅の広い方に現在横断歩道がありません。この四月に、この交差点で五歳になる子供が交通事故に遭い入院したとの話を聞いております。団地という特殊性もあって子供たちも多く生活しておりますけれども、そうしたことを踏まえれば交通対策を早急に行っていく必要があるというふうに思います。

私としては、手押し信号機を取りつけることができれば一番よいというふうに考えておりますが、信号機が難しいという場合、横断歩道や徐行の路面表示等、最低でもこのくらいは実施していく必要があるというふうに思います。

市長は、この交差点の交通対策をどのようにお考えなのか御返答いただきたいというふうに思います。以上です。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 大森議員さんの御質問にお答えをいたします。

第一点の米軍横田基地についてでございますが、一の小型原子炉配備計画についてでございます。

本件に関しましては、四月七日に数紙の日刊紙に報道されたわけでございますが、それによりますと、現在は全くの計画段階のようでございまして、実現化される可能性があるのか、ないのか、また、あるとすればその時期はいつごろなのか等を含めまして、まことに不確定な要素が多く、現時点におきましてはコメントできる状況ではございませんが、もし仮にこれが具体化し、横田への配備という問題が起きた場合には議会にもる御相談申し上げ、その上で市としての対応策等を決めさせていただくべく、大変大きな問題であろうと現時点は考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、基地の騒音についてでございます。

市といたしましては、当面国に対する要請活動の資料といたしまして飛行騒音の補足をいたしております。このようなことから滑走路南端に近いリサイクルセンターの敷地内に測定器を設置し、測定をいたしております。この測定結果につきましては事務報告書の中で明らかにしております。その測定結果を資料といたしまして国との折衝をし、一応の成果を得ているところでございます。したがって、今後とも現在の測定の方法で進めてまいりたいと考えております。

なお、測定等の件数等につきましては部長から答弁をいたさしますので、よろしくお願いいたします。

第二点の国家機密法についてでございますが、どのような考えを持っているかという御質問でございますが、この法律の制定には新聞、テレビ等でさまざまな意見があるというように聞いておりますが、これは国政の問題でございまして市の行政とは直接にかかわりがございませんので、私の考えを述べるのは差し控えていただきたいと思いますので、よろしく願います。

次に、西多摩勤労者福祉協議会への補助金についてでございますが、この補助金は西多摩に働く勤労者の生活向上と福

祉の増進を目的とした補助金であります。昭和四十七年から現在まで、西多摩の各市町村のみが補助をしているところでございます。当市におきましては、ここ数年十数万円を補助しております。この補助額につきましては、昭和五十三年の七月に、福生市補助金等調査専門委員会におきまして減額の方で検討する旨の答申を受けましたので、現在の補助額になつたわけでございます。

御質問の補助額の増額につきましては、前にも述べましたとおり、補助金等の調査専門委員会の答申を受けて検討結果を今後も尊重していきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

細部につきましては部長から答弁をいたさしますので、よろしく願います。

次に、失業対策の御質問でございますが、御承知のとおり、日本経済は対外貿易摩擦、円高、内需の停滞等によって大きな成長は見込めません。そういう情勢の中で、企業の合理化、外国への転出もあり、我が国の失業率は二・九%、二百万人近いと言われております。

当市にいたしましても、この問題は国や都の景気対策や雇用対策に期待するとともに、市商工業の振興を通じて市内雇用情勢の改善を今後も進めてまいりたいと存じます。

なお、市内の求職状況については部長から答弁いたします。

次に、交通安全対策でございます。

横断歩道等の整備でございますが、信号機や規制を伴う道路標識、道路標示につきましては、道路交通法ですべて東京都公安委員会が行う事業となっております。市にはその権限がございませんが、現状調査の上、警察へお願いしたいと思います。

この件についても部長から後ほど御答弁をいたさしますので、よろしく聞き取りいただきたいと思います。

○市民部長(小野光朗君)

それでは自席から、大森議員さんの御質問に対する市長の答弁の補足をさせていただきます。まず第一点のジェットエンジンテストによる地域別の測定状況ということ、市内上空を旋回する飛行機の地域別な騒音測定、あるいは夜間エンジンテストの地域別測定といった騒音測定の問題でございますけれども、先ほど市長が御答弁申し上げましたとおり、今現在、福生市のリサイクルセンターの所に一カ所設置しております騒音測定器は、当面、国に対する要請というふうなものでの補足の資料としてなしているわけでございます。

そういう意味でもって現状では、これらの資料等については把握してございませんので、まことに申しわけございませんが、よろしくお願い申し上げます。

次に、失業者対策でございますけれども、市内における失業者の数と、その時代的な対応策等についてでございますけれども、去る五月の青梅公共職業安定所における状況等の報告を簡単に御報告申し上げますと、新規求職申し込みの取り扱い状況でございますけれども、昭和六十二年五月には、青梅の職業管内で七百七件求職があったそうでございます。そのうち福生市は百一件でございます、六十二年の五月でございます。六十一年度の五月は七百二十件、全体でございますけれども、青梅でございます。福生市は百三十五件ということで減少はしているというふうなことでございます。

それと、あと新規有効求人倍率というんでしょうか、これは百人なら百人の人が働きたいという場合に、雇うという人の割合でございますけれども、これが六十一年の五月は〇・四六でございます。これは青梅全体でございます。それから六十二年の五月が〇・五三でございます。これは福生市別というふうには出してございませんのでその程度でございます。それから、あとその他としては雇用保険の受給資格の決定者の数字でございますけれども、これも青梅市全体としてなっておりますけれども、六十一年が四千六百十三人、六十年が四千四百六十一人、五十九年が四千二百五十一人という状況になっております。

なお、市に対する雇用の対応策というふうなことでございますけれども、基本的には労働省の方で五十八年に出した今後の雇用の展望と対策の方向という労働省の告示した資料がございます。これを見ますとオートメ化とか高齢化、あるいは産業構造の変化が、一次産業からサービス産業の方と情報産業の方に移っていくという中で、国としては就業機会の開発とか、就業者の能力の開発とか、あるいは紹介機能の向上とか情報の提供とかいうことをうたっております。

市といたしまして、そういう国の政策あるいは経済政策などに期待しながらも、側面的には再開発あるいは道路の整備とかいうことによって市の商工業の振興、あるいは金融助成のあっせん、あるいは経営指導ですか、そういうふうなものをなお一層進めるとともに、今後、東京都でも職業訓練生というふうなものをやっております。そういうものを広報等にPRしていくことも今後必要じゃないかということと、あと雇用保険制度、これは雇用者が保険料を払っております。失業した方々に対して、その雇用保険を出すという制度でございますけれども、これを商工会が今現在その事務を受けておりますけれども、それらを商工会におきましての未加入の事業者への加入促進、こういった方面について今後も努力

していかれたらと思っております。

次に、福生市の警察署管内での事故等でございますけれども、昭和六十一年度におきますと、福生署全体で発生したのは七百四十四件でございます。これは六十一年でございます。それが前年比二百九十八件というふうになっております。ただし、死者は三人、これは前年比十三人の減でございます。

その中で当市でございますけれども、六十一年度は死者が一名、六十年度が六人となっております。六十一年度の件数は、発生件数が二百七十件、これは六十年度は百六十三件ですから百七件の増となっております。なお、ことしの五月までの経過でございますけれども、一件、一人の死亡、四件、四人の重症、それからあと軽傷が九十八件、百二十一人の軽傷ということで計百三件、百二十六人が該当したということでございます。

なお、その中で加美平地区におきましては、四丁目一件、軽傷でございます。それと一丁目で六件の事故があったというところでございます。

以上、簡単ですけれども、御答弁申し上げます。

○総務部長（浅見裕康君） 自席からお許しをいただきました、西多摩勤労者福祉協議会への補助金につきましての市長答弁の補足を申し上げます。

補助金の年別の額ということでございますけれども、過去の補助金の金額は昭和四十七年が十万円、それから四十八年に十五万円、それから四十九年から五十四年までが二十万円。この間に、先ほど市長が御答弁申し上げましたように補助金等の調査専門委員会が開かれております。その時点で減額の方向で検討する旨の答申をちょうだいしたわけでございまして、内部で検討した結果、五十五年から減額に相なっております。一応十五万円ということになっております。それから五十六年から現在まで十万円というような金額が交付されております。以上でございます。

○二番（大森 進君） 自席より質問を行っていきなさいというふうに思います。

先ほど市長の方から、横田基地における小型原子炉の配備計画についての御返答があったわけですが、一応、これはアメリカの空軍の発表によってマスコミに載ったものでありますから、御存じのようにそれは軍隊でありますから、実現不可能なものを発表するわけではないわけでありまして、

そういった意味では、ことしの十月から研究に着手するということであれば、市長は可能性等についてはまだわからない

いというふうに言っておりますけれども、これはほぼ間違いない、その計画は進められていくんではないかというふうに思います。

危険な点についてはかなり問題だというふうに、とられているように聞かれますけれども、具体的には市長の方から、こうしたマスコミからの報道あるいは、さまざまなルートからの話があれば、まずみずからどういうふうになっているのかというふうに聞いたですということが必要なのではないかというふうに思います。具体的に聞いていないということでありますけれども、こちらの方から、どうなのかというふうな形で問い合わせたのかどうかをまずお聞きしたいというふうに思います。

そして、先ほども申しましたけれども、これは市民の命そのものにかかわる内容であります。具体的に議会に具体化して横田基地に配備されるような形であれば、議会に諮りながら相談するということでありますけれども、まずもって市長がこの課題について、これが軍の発表でありますから、具体化するというふうにまず考えながら、反対の姿勢をきちんと打ち出す必要があるのではないかというふうに思いますけれども、それについてお答えいただきたいというふうに思います。

次に、騒音問題についてでありますけれども、リサイクルセンターの近くでの測定器を一基設置して、それを国との交渉の材料に使っている等の答弁がございましたけれども、私が言っているのは、市民の圧倒的多数は、この騒音問題について悩まされていると、それで具体的に何とかしてほしいというふうに言っているわけです。市の行政世論調査、これは市の方からいただいたものでありますけれども、六十年十一月に発行しておりますけれども、ここでのアンケート内容は載っております。基地がある、ない別にしても、騒音対策に力を入れるべきであるというのが四七％すっきり出ております。基地そのものを否定する、そういう立場のことを含めると約七三％にも及ぶわけであります。

この騒音問題については市民の圧倒的多数が何とかしていただきたい、対策を講じていただきたいというのが切実な願いであるということが、こういった資料で見えてくるわけですけれども、具体的に市の上空を戦闘機あるいは輸送機が旋回する、当然その下に生活している市民はその時点で騒音の被害を受けるわけです。具体的に一カ所しか測定器を置かないで、そうして上空あるいは市の地域別の騒音値をはかることせずして対策を講じることができないというふうに思いますけれども、もともと市民の圧倒的多数が騒音対策を希望しているにもかかわらず、そういった科学的な調査を行わない

ということとは、それをやる必要がないというふうに現時点で考えていられるのかどうなのかをお聞きしたい。やる必要があるというふうに感じているのであれば、なぜ測定器を各地域別に設置し、それをばかり、その科学的データに基づいて対策を打つ、必要なものは対策を打っていかねければいけませんから、そういうふうな形をとれないのかどうか。とれないのであれば、なぜとれないのか具体的理由を説明していただきたいというふうに思います。

これは先ほど一台の測定器の話がありましたけれども、国との交渉云々あるようですから、私が言っているのは、市民の騒音に対する対策は重要である、ただ、何も具体的資料もなくして対策を打てといったって打てるものじゃないです。打ちようがないですから、そのためには、それなりの設備あるいは測定器を配置しなければいけないわけです。そういう数値が出てこないということはやってないということですから、そこら辺を明確に御答弁いただきたいというふうに思います。

それと、深夜のエンジンテストが横田基地で行われております。朝方についても行われておりますけれども、このエンジンテストについても、現在交代勤務なんか導入されて夜働いている人もいますけれども、大半はまだ圧倒的、夜は寝る時間でございます。騒音の数値にしては、確かに普段昼間の離着陸に比べて少ないかもしれませんが、やはり寝る時間帯あるいは朝方ももう少し眠っていたいときにがが音がしたら眠られない。それはかなり精神的にもよくないし、健康にも悪いのははっきりしているわけです。それに対する数値をはかっていないということは、市民に対するそうした騒音問題あるいは健康問題についてどういうふうにかお聞きしたいというふうに思います。

それと、エンジンテストなんかにおける騒音の飛び方としては、低い地域においては若干やわらげられる可能性はありますけれども、振動は遠くに飛んでいきます。だから言ってみれば、福生のある一カ所の場合よりも、例えば青梅なんかの所の方がうるさく聞こえる場合があるわけです。そういう面では、西多摩全域に与える影響というのは横田基地の中から発しているわけですから、当然そこら辺の情報を、あるいは資料を入手する努力が必要なわけであります。当然横田基地の周りを囲んでいる各自治体においても何らかの資料があれば、それを積極的に調査するなり、福生市として大半を抱えるこの地元の自治体として、そこら辺、ほかの自治体での調査の協力要請等、当然あつてしかるべきですが、それが出されてこないということはやっていないのではないか、それについてどういうふうにお考えになるのかちょっとまたお聞きしたいというふうに思います。

あと国家秘密法についてでありますけれども、市長は国政問題 市とは直接関係ないというのでコメントを控えるという答弁でありますけれども、私が言っているのは、関係ないとはだれも言っていないわけで、先ほども言いましたように、ただ、スパイを取り締まる云々というような形ではなくて、法律案そのものが言論の自由、あるいは報道、市民のさまざまな会話等に規制を受けるから、この法律案はよくないというふうに言っているわけです。とりわけ横田基地を抱えているわけですから、市民あるいは多くの人たちが横田基地をのぞく機会が一番多いわけです。飛行機が飛んできた、それは飛行機を見る回数が一番多いわけです。機種だってわかります。そういうことを近所の人たちと、きょう、うるさかったね、F16が三機編隊で飛んでたね、というような会話をしたところで、それが引かかるような法律内容だから問題だと言っているわけです。

それに対して市長は、これは国政の問題だというふうな答弁をしております。市とは直接関係ないというふうに言っておりますけれども、福生市民がかかわり合いを持っています。市民の長として市長が関係ないというふうな答弁をして済むわけではないのですか。そこら辺、もう少し真剣に市民の立場に立って、市長はどうすべきなのかを明確に御答弁いただきたいというふうに思います。

あと、労働行政関係についてなんですけれども、これは労働者の労働者福祉協議会、勤福協と言いますけれども、これについて補助金を出しているということは非常によろしいことであるというふうに私自身も思っております。また、勤福協だけではなくて、メーデーでありますとか原水禁、原水協といった団体についても出しているというふうにはお聞きしておりますけれども、これは非常に評価できる姿勢であるというふうには私自身思います。

先ほど御答弁いただいた数値では、四十九年に二十万円ということ、それがしばらく続いております。その後、福生市の補助金検討委員会ですか、ここでの検討の中身によって現在減らされているというふうな形になっておりますけれども、やはり労働者の福祉や、そういったものをさらに向上させるという意味では、市の行政として十分行政指導あるいは施策が実施されているというふうには現在見受けられないというふうに私自身は感じております。

そういう面では、何であれ地域全体の福祉の向上という形でこういった組織があるわけです。そこに対する補助金を出していくということがやはり好ましいというふうに思います。とりわけ福生の人口がふえてきておりますけれども、大体見た感じでもわかりますが、マンション等々の建設が数年前

から比べれば盛んになっております。当然その中には勤労者が中心に入ってきておりますから、福生市全体としては勤労者の人口がふえているというふうには思います。そういった面では、勤労者に対する市の行政として十分な対応が今後迫られてくるであろうというふうに思いますし、補助金については、市長としては補助金検討委員会を尊重するということがありますけれども、この件についてはよく慎重に検討していただいて、今後、勤労者に対する向上に向けて頑張りたいというふうに思います。この件については要請事項にしたいというふうに思います。

次に、失業者対策についてでありますけれども、事実、市長が二・九%ということでありましたけれども、失業率は非常に高くなってきておりまして、ほかの各自治体に比べてまだ企業そのものが福生市には圧倒的多数が配置されているわけじゃないから目立った形にもなりませんけれども、どのみち、この数字だけでは判断できないというふうに私は思っております。パートで家庭を支えている、あるいはパートでしか収入源がない、そういった人たちも首を切られてしまえばこの数値には入ってこないという内容になっております。完全失業率を数字で出しているのは日本だけなんです。外国はすべてパート労働者であろうが臨時職員であろうが、職場を失う、あるいは首を切られれば全部パーセンテージの中に組み込まれてくるわけです。だから、そういう面では外国との比較にはなりませんし、外国的な物の見方をすれば、この三%でおさまるような数字ではないというのははっきりしております。

そういった意味で、今後経済が好転するというふうな形は必ずしも保証できない厳しい経済環境にありますし、中小企業はまさに倒産するか何とか細々と生き延びていくかというような状態に追い込まれております。もうけているのは大企業だけではありませんけれども、そういった面では失業者が今後ますますふえてくるというふうな形になるというふうに思いますので、市長としても、単なる失業対策をどういうふうにやっていくかというように甘い考えではなくて、今後真剣に考えていく必要があるというふうに思います。

これについても、これからますます直面する課題だというふうに思いますので、政策等については真剣に考えられて努力していただきたいというふうに思います。これについても要請事項としておきたいと思っております。

あと交通安全問題についてなんですけれども、市としては、信号機であるとか横断歩道あるいは道路上の標示等については公安委員会の管轄ということもありまして、市の要請を含めてやっていかなければいけない。ほかの交通安全問題については市で単独でできる課題もあるというふうにお聞きしておりますけれども、どのみち市民の安全を守ることで